

# 農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 平成20年4月1日付け19農振第1969号

最終改正 平成21年4月1日付け20農振第2334号

第1 農林水産大臣は、農地、農業用水及び農業用施設の整備・保全の推進、農山漁村地域の振興を促進する等のため、農地等整備・保全推進に要する経費及び農村振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 別表の事業の欄に掲げる事業の予算科目は次の科目をいう。

事業	予算科目
農地等整備・保全推進事業	農地等整備・保全推進事業費補助金
農村振興対策事業	農村振興対策事業費補助金
	農村振興対策地方公共団体事業費補助金
	農村振興対策整備費補助金

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(1)から(9)までの経費の相互間の流用
- (3) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の2の事業に対応する経費のうち(1)から(17)までの経費の相互間の流用
- (4) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(2)のイからウまでの経費の相互間の流用
- (5) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(2)のイの(ア)から(ウ)までの経費の相互間の流用

- (6) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(7)のアとイの経費及びアの(ア)から(オ)までと(カ)の経費の相互間の流用
- (7) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(8)のアとイの経費の相互間の流用

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。以下同じ。））に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第6 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所に所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第9 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業の遂行状況とともに、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の12月31日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、正副2部を地方農政局長等へ提出するものとする。

2 第5の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以

下同じ。)が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して地方農政局長等へ報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により仕入れに係る消費税等相当額報告書を作成し、速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち第12に規定する財産及び適正化法施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うもの及び地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

- 2 補助事業者は、本交付要綱の補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

第16 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに1部を農林水産大臣に提出するものとする。

## 別記

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(1)、(2)、(4)、(6)、(8)及び(9)の経費により事業を実施する補助事業者

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(3)の経費により事業を実施する補助事業者のうち都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県水土里情報利活用協議会以外の補助事業者

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(5)の経費により戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)及び(3)のアの規定により事業実施する補助事業者

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の2の事業に対応する経費のうち(1)、(4)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)及び(16)の経費により事業を実施する補助事業者

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農地等整備・保全推進事業	(1) 高機能型農業水利施設支援対策事業費 補助事業者が高機能型農業水利施設支援対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2110号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する経費	定額		
	(2) 土地改良施設機能更新等円滑化対策事業費 ア 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づいて行う事業に要する経費 イ 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づいて行う事業に要する経費及び第3の3の(1)から(3)までの規定に基づいて行う事業に要する次の経費 （ア）土地改良施設機能更新等円滑化対策検討委員会・法律相談事業費 （イ）土地改良施設用地情報収集事業費 （ウ）土地改良施設用地調整推進事業費 ウ 補助事業者が土地改良施設機能更新等円滑化対策事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振1946号農林水産事務次官依命通知）第3の	定額		

3の(4)の規定に基づいて行う事業に要する経費

(3) 水土里情報利活用促進事業費 定 額

補助事業者が水土里情報利活用促進事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(4) 食料供給基盤保全管理対策支援事業費 定 額

補助事業者が食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2331号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(5) 戦略的産地振興支援事業費 定 額

補助事業者が戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知)第2の1の規定に基づいて行う事業に要する経費

(6) 国営造成施設等保全・更新円滑化対策事業費 定 額

補助事業者が国営造成施設等保全・更新円滑化対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2134号農林水産事務次官依命通知)第2の規定に基づいて行う事業に要する経費

(7) 農地有効利用支援補完整備事業費

補助事業者及び農地有効利用支援補完整備事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2183号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する事業実施主体が第2の規定に基づいて行う事業に要する次の

経費の欄に掲げるアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減

経費

ア 事業費

- (ア) 工事費
- (イ) 測量及び試験費
- (ウ) 用地費及び補償費
- (エ) 船舶及び機械器具費
- (オ) 営繕費
- (カ) 工事雑費

(1) 当該間接補助事業費の1/2以内  
(2) 沖縄県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地帯においては、(1)の規定にかかわらず本表の欄外に記載するとおりとする。

イ 附帯事務費

当該補助事業費又は当該間接補助事業費の1/2以内

(8) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業費

定 額

ア 補助事業者が経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2265号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する経費

イ 補助事業者が経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱別紙第5の2の(2)の規定に基づいて行う事業に要する経費

(9) 基盤整備関連流動化推進事業費

定 額

補助事業者が経営体育成促進事業実施要綱（平成1



<p>進  (ア) 異業種連携の推進  (イ) 多様な主体による地域連携活動の促進  (ウ) 人材バンクの設置・運営</p>		<p>イの(ア)、(イ)、(ウ)、の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p>	
<p>(4) 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業費  補助事業者が賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2100号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>事業費の30%を超える経費の増減</p>	<p>(1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更  (2) 事業の中止又は廃止</p>
<p>(5) 農村振興整備調査推進事業費  補助事業者が農村振興整備調査推進事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1939号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		<p>(1) 事業実施主体又は事業実施機関の変更  (2) 事業の中止又は廃止</p>
<p>(6) 農山漁村地域力発掘支援モデル事業費  補助事業者が農山漁村地域力発掘支援モデル事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1876号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		
<p>(7) 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業費  補助事業者が農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1569号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		<p>農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱第2の1及び2に掲げる事業のいずれかの中止又は新たな実施</p>
<p>(8) 農村地域就業機会創出支援事業費  補助事業者が農村地域就業機会創出支援事業実施要綱（平成21年4月1日付</p>	<p>定 額</p>		

け20農振第2211号農  
林水産事務次官依命通知)  
第2の規定に基づいて行う  
事業に要する経費

(9) 子ども農山漁村交流プロ  
ジェクト対策事業費

補助事業者が子ども農山  
漁村交流プロジェクト対策  
事業実施要綱(平成21年  
4月1日付け20農振第  
2241号農林水産事務次  
官依命通知)第2の規定に  
基づいて行う事業に要する  
経費

定 額

(10) 景観・自然環境保全形成  
支援事業費

ア 補助事業者が景観・自  
然環境保全形成支援事業  
実施要綱(平成19年4月  
2日付け18農振第18  
89号農林水産事務次官  
依命通知)第2の1、第  
2及び3の(2)の規定に基  
づいて行う事業に要する  
経費

定 額

イ 補助事業者が景観・自  
然環境保全形成支援事業  
実施要綱第2の3の(1)の  
規定に基づいて行う事業  
に要する経費

当該補助  
事業に要す  
る経費の2  
分の1以内

(11) 農業用水の自然エネルギ  
ーの活用支援事業費

補助事業者が農業用水の  
自然エネルギーの活用支援  
事業実施要綱(平成19年  
4月2日付け18農振第1  
912号農林水産事務次官  
依命通知)第2の規定に基  
づいて行う事業に要する経  
費

定 額

(12) 小水力発電工事等技術強  
化対策事業費

補助事業者が小水力発電  
工事等技術強化対策事業実  
施要綱(平成21年4月1  
日付け20農振第2180  
号農林水産事務次官依命通  
知)第2の規定に基づいて  
行う事業に要する経費

定 額

<p>(13) グラウンドワーク推進支援事業費 補助事業者がグラウンドワーク推進支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2079号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		
<p>(14) 農村地域IT化推進支援事業費 補助事業者が農村地域IT化推進支援事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1973号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		
<p>(15) 低炭素むらづくりモデル支援事業費 補助事業者が低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号農林水産事務次官依命通知）第2の1の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>ハード 当該補助事業に要する経費の2分の1以内  ソフト 定 額</p>		
<p>(16) 農村振興総合整備推進事業費 団体営調査設計事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2092号農林水産事務次官依命通知）第3の表の2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		
<p>(17) 農業集落排水水質保全効果発揮促進事業費 補助事業者が農業集落排水水質保全効果発揮促進実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2139号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>当該補助事業に要する経費の2分の1以内 ただし1戸あたりの助成額は35万円を上限とする。</p>		

事業欄1 農地等整備・保全推進事業の経費欄(7) 農地有効利用支援補完整備事業費の補助率欄(2)に規定する補助率は次のとおりである。

(1) 沖縄県において行うものにあつては、当該間接補助事業費の80%

(2) 奄美群島（奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。）において行

うものにあつては奄美群島において行うものにあつては、当該間接補助事業費の60%

- (3) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む）を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）において行うものにあつては、当該間接補助事業費の55%